

平成28年1月28日 「新しいタクシーのあり方検討会」最終取りまとめ（案）

## タクシー特措法フォローアップについて（抜粋）

平成28年1月28日  
「新しいタクシーのあり方検討会」  
最終取りまとめ（案）

タクシー事業においては、上記Ⅰ及びⅡ. で述べたとおり、地域により程度は異なるものの需要の長期的な低迷等により供給が過剰で厳しい経営状況が続いている。このため、供給過剰やそれに基づく弊害が発生している地域においては、タクシー特措法に基づき、適正化と活性化の取組を両輪で進めることにより、供給過剰を解消し、運転者の労働環境の改善等を通じて、タクシーの安全性・利便性の向上を図る必要がある。

しかしながら、Ⅲ. で掲げた施策を含む活性化の取組についても、既に取り組を実施している先進的な地域・事業者は一部存在するものの、概してこうした事業者の取組に対する適切な評価がなされてこなかったこと等により、全国的な普及が進まない現状にある。

また、平成26年のタクシー特措法改正時の附則において、「法律の施行後五年を経過した場合において、…実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」こととされている。さらに、衆参両院の附帯決議においては、同法の「施行の状況や効果について、三年毎に総合的に検証を行い、その結果を両院に報告すること」とされている。

このため、特定地域・準特定地域の協議会において作成される地域計画やそれに基づく事業者計画・活性化事業計画について、策定・実施状況を定期的に把握するとともに、輸送実績や営業報告等に基づき、地域指定の効果についてフォローアップを行い、地域・事業者ごとの適正化・活性化の取組状況を定期的に把握・分析すること等を通じて、タクシーの安全性・利便性の一層の向上を図ることとする。

これにあたり、地方運輸局等は、事業の許認可を行う立場であることを踏まえて公平性を確保しつつも、協議会運営がより円滑に進められるよう、タクシー事業の現状や問題点の提示、各種データの提供をはじめ、必要な意見・助言を述べ、可能な限り積極的に協議会の運営等に携わることとする。

また、制度の運用状況や効果等を見極め、経済情勢の動向等も踏まえた上で、タクシー特措法の制定及び改正の趣旨に照らしつつ、特定地域の指定基準の見直しの議論を継続的に行うとともに、法の運用の改善等を検討する。

フォローアップに係る評価手法等については、以下のとおりとする。

### Ⅰ 共通事項

- ① 対象地域 ・ 特定地域及び準特定地域
- ② 評価対象期間 ・ 4月1日～3月31日までの合計もしくは年度末時点

平成28年1月28日 「新しいタクシーのあり方検討会」最終取りまとめ（案）

③ 公表時期 ・毎年8月頃を目途

④ 公表の方法

- ・地域のタクシー協会は、当該地域の計画に基づく適正化・活性化の取組状況（地域単位、事業者単位）についてホームページで公表
- ・国土交通省は、全国の対象地域単位の適正化・活性化フォローアップ結果をとりまとめホームページで公表

## Ⅱ フォローアップの内容

### 1 適正化事業について

(1) 減車と実働率（国土交通省において調査を実施）

- ・調査対象：指定地域毎に事業者全社
- ・調査期間：4月1日～3月31日
- ・調査項目：当該期間における減車台数・実働率

(2) 労働環境改善に向けた適正化の取組に係る評価指標

#### 1) 労働環境改善に係る評価指標

① 特定地域等指定基準に基づく指標

（輸送実績・営業報告に基づき国土交通省とりまとめ）

- ・日車営収の改善度
- ・実在車両数と適正車両数の乖離率の改善度
- ・実働実車率の改善度
- ・赤字事業者車両数シェアの改善度

② その他労働環境改善に係る指標

イ) 賃金の改善度

- ・調査対象：指定地域毎に協会加盟事業者全社
- ・調査期間：各年における3ヶ月間（10月～12月）※当該期間における賃金上位10者
- ・調査項目：賃金総額、1出番あたり賃金、1時間あたり賃金

ロ) 運転者負担の解消割合

- ・調査対象：指定地域毎に協会加盟事業者全社
- ・調査期間：年度末時点
- ・調査項目：カード手数料、無線使用料、カーナビ・GPS使用料、制服・駐車場代等

ハ) 平均車齢の改善度

平成28年1月28日 「新しいタクシーのあり方検討会」最終取りまとめ(案)

- ・調査対象：指定地域毎に協会加盟事業者全社
- ・調査期間：年度末時点
- ・調査項目：平均車齢

二) キャリアパス明示・スキル評価の有無

- ・調査対象：指定地域毎に協会加盟事業者全社
- ・調査期間：年度末時点
- ・調査項目：キャリアパスの明示、スキルアップのための研修制度、スキルに対する処遇面での評価の有無等

② 労働環境改善に係る評価手法

- ・前年同期比の伸び率(改善度)をもって評価。
- ・②については、タクシー協会において調査を実施し、イ)は3月末までに、ロ)～ニ)は6月末までに国土交通省に報告。

2 活性化事業について

(1) 評価指標(目標値の設定)

以下の項目について、地域毎に目標値を設定する。

- ① 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア
- ② UD 研修受講者数及び受講運転者数シェア
- ③ 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア
- ④ 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア
- ⑤ アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

また、地域の実情に応じて次の項目についても設定することが望ましい。  
さらに、これら以外の項目について積極的に設定することを妨げない。

- ⑥ UD タクシーの導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑦ 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア
- ⑧ クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

(2) 評価手法等

- ・調査対象：指定地域毎に協会加盟事業者全社
- ・調査期間：年度末時点
- ・調査項目：上記①～⑤を基本
- ・評価手法：前年同期比の伸び率をもって評価  
〔進捗点検の方法〕
- ・調査はタクシー協会において実施し、調査結果を協議会に報告する。
- ・協議会は、調査結果の検証と新たな目標を設定し6月末までに国土交通省に報告。

平成28年1月28日 「新しいタクシーのあり方検討会」最終取りまとめ（案）

- ・新たな目標（項目の追加や目標値の見直し等）の設定においては、利用者アンケート等を活用し利用者の満足度を踏まえるなど、サービスの拡大と合わせ内容の充実についても見直しを検討する。